

労務単価履行確認表

工事名		請負者名					
工種	職種	労務単価(円)					雇用者名
		①基本給相当額	②基準内手当	③臨時の給与	④実物給与	①～④合計	
		(所定労働時間内8時間当たり)		(所定労働日数1日当たり)			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

- 1 工種別、職種別に、労務者1人ずつ記入すること。
- 2 労務単価の金額は、工事竣工日の直前に支払われたものを対象とする。また、①及び②は必ず記入のうえ、①及び②の合計額が公共工事設計労務単価の90%以上である場合は、③及び④の記入は不要とする。
- 3 基準内手当とは、当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当をいう。臨時の給与とは、賞与等をいう。実物給与とは、食事の支給等を金額換算したものをいう。
- 4 記載内容が確認できる、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳(写し)又は給与明細書(写し)を添付すること。提出に当たっては、あらかじめ記載する労務者の同意を得ることとし、個人名が特定できないよう塗りつぶし等の措置を施すこと。

労務単価履行確認表

工事名		請負者名					
工種	職種	労務単価(円)					雇用者名
		①基本給相当額	②基準内手当	③臨時の給与	④実物給与	①～④合計	
		(所定労働時間内8時間当たり)		(所定労働日数1日当たり)			
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

- 1 工種別、職種別に、労務者1人ずつ記入すること。
- 2 労務単価の金額は、工事竣工日の直前に支払われたものを対象とする。また、①及び②は必ず記入のうえ、①及び②の合計額が公共工事設計労務単価の90%以上である場合は、③及び④の記入は不要とする。
- 3 基準内手当とは、当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当をいう。臨時の給与とは、賞与等をいう。実物給与とは、食事の支給等を金額換算したものをいう。
- 4 記載内容が確認できる、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳(写し)又は給与明細書(写し)を添付すること。提出に当たっては、あらかじめ記載する労務者の同意を得ることとし、個人名が特定できないよう塗りつぶし等の措置を施すこと。

### 労務単価履行確認表

工事名								請負者名	
工種	職種	労務単価(円)					①～④合計	雇用者名	
		①基本給相当額	②基準内手当	③臨時の給与	④実物給与				
		(所定労働時間内8時間当たり)		(所定労働日数1日当たり)					
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

- 1 工種別、職種別に、労務者1人ずつ記入すること。
- 2 労務単価の金額は、工事竣工日の直前に支払われたものを対象とする。また、①及び②は必ず記入のうえ、①及び②の合計額が公共工事設計労務単価の90%以上である場合は、③及び④の記入は不要とする。
- 3 基準内手当とは、当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当をいう。臨時の給与とは、賞与等をいう。実物給与とは、食事の支給等を金額換算したものをいう。
- 4 記載内容が確認できる、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳(写し)又は給与明細書(写し)を添付すること。提出に当たっては、あらかじめ記載する労務者の同意を得ることとし、個人名が特定できないよう塗りつぶし等の措置を施すこと。

労務単価履行確認表

工事名		請負者名					
工種	職種	労務単価(円)					雇用者名
		①基本給相当額	②基準内手当	③臨時の給与	④実物給与	①～④合計	
		(所定労働時間内8時間当たり)		(所定労働日数1日当たり)			
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

- 1 工種別、職種別に、労務者1人ずつ記入すること。
- 2 労務単価の金額は、工事竣工日の直前に支払われたものを対象とする。また、①及び②は必ず記入のうえ、①及び②の合計額が公共工事設計労務単価の90%以上である場合は、③及び④の記入は不要とする。
- 3 基準内手当とは、当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当をいう。臨時の給与とは、賞与等をいう。実物給与とは、食事の支給等を金額換算したものをいう。
- 4 記載内容が確認できる、労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳(写し)又は給与明細書(写し)を添付すること。提出に当たっては、あらかじめ記載する労務者の同意を得ることとし、個人名が特定できないよう塗りつぶし等の措置を施すこと。